



No. 309

2016年2月1日

発行 日本労働組合総連合会山口県連合会
〒753-0078 山口市緑町3-29 労福協会館3F
TEL 083-932-1123 FAX 083-932-1131
Eメール: rengo-yamaguchi@rengo-y.com

発行人 山 近 和 浩
編集人 高 橋 宏 治

広 報

連 合 山 口

http://rengo-y.com

平成7年5月22日第3種郵便認可 毎月1日発行 購読料1部15円(組合費に含む)

2016政策研究フォーラム・新春旗びらき

～ 見聞を深め政策立案能力の向上をはかる・一人ひとりが主役の年に！～

連合山口は1月8日、角界から約140名の参加のもと、山口県労働者福祉協議会と合同で「2016政策研究フォーラム」および「新春旗びらき」を開催した。



▲日本創生会議座長 増田寛也氏

政策研究フォーラムでは、日本創生会議座長の増田寛也氏より「地方創生をどう進めるか」をテーマに講演いただいた。

講演ではまず、日本全体や山口県における人口減少の推移、地方圏から東京圏へ人口が流出している現状等について多角的な視点で分析したデータをもとに説明いただいた。

その後、これらの課題を踏まえて策定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略2015」の内容について、①地方創生の現状

を踏まえた検証・改訂②政策メニューの拡充③地方への支援の3つのポイントごとに詳しく解説いただいた。

政策研究フォーラムの後に開催した新春旗びらきでは、冒頭、主催者を代表して挨拶に立った中繁尊範会長は「日本経済のデフレからの脱却と経済の好循環実現のためには、すべての働く者の賃金の『底上げ・底支え』と『格差是正』の実現が不可欠である。そのため2016春季生活闘争については、月例賃金の改



▲挨拶をする 連合山口 中繁会長

善にこだわる取り組みを継続するとともに、あらゆる手段を用いてそれぞれの産業全体の『底上げ・底支え』『格差是正』に寄与する取り組みを展開する必要がある」と述べた。

次に、7月に施行される参議院選挙については「健全な民主主義を取り戻し、連合がめざす政策・制度要求を実現させるためにも、連合組織内12名の推薦候補予定者の必勝に向け、組織の総力を結集し、全力で闘い抜かなければならない。働く者・生活者、一人ひとりが社会の主役として、元気で明るい一年にしていきたい」と決意を述べた。

また、村岡嗣政山口県知事、小松原正山口労働局長、吉田正治山口市副市長、西嶋裕作民主党山口代表をはじめ多くのご来賓にご臨席を賜り、各界を代表してご祝辞を頂戴した。

2016春季生活闘争勝利決起集会のご案内

●と き: 3月12日(土) 10時～ ●と ころ: 労福協会館4階 大会議室

【参加要請】加盟全組合の代表者、春闘担当者

もくじ p1 2016政策研究フォーラム・新春旗びらき p2～3 2016春季生活闘争方針決定 p4 地協便り(中部地協)・労働相談事案・編集後記

連合山口2016春季生活闘争方針を決定!

~すべての働く者の処遇を改善!「底上げ・底支え」「格差是正」で経済の好循環実現!~

連合山口は、1月8日に第2回執行委員会を開催し、自らが要求し解決をめざす山口県内の中小企業労組の賃金交渉対策を中心とした2016春季生活闘争方針を決定し、以下の取り組みを確認した。

I. 2016春季生活闘争のポイント

2016春季生活闘争は、月例賃金の改善にこだわる取り組みを継続することに加え、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配に資する公正取引の実現を重視し、その効果が広く社会に浸透する取り組みを行うとともに、中小企業で働く仲間や、非正規労働者の処遇改善に向け、より主体的な闘争を進め、**大手追従・大手準拠などの構造を転換する運動に挑戦する。**

賃上げ要求水準は、**2%程度**を基準とし、定期昇給相当分(賃金カーブ維持相当分)を含め**4%程度**とする。雇用安定の促進や処遇改善など非正規労働者の総合的な労働条件改善の取り組みを強化し、正規・非正規、組織・未組織に関わりなく、すべての働く者の処遇改善の実現をめざす。

II. 中小企業労組対策

1. 賃金引き上げの基本的な考え方

全体の企業数の99.7%、従業員数の約7割を占める中小企業の経営基盤の安定と、そこで働く労働者の労働条件の向上、人財の確保・育成は、地域経済の健全な発展にとって不可欠である。

こうした認識のもと、「格差是正」に向けて、組合員の一律ベア型にこだわらず、賃金の絶対値に着目し、主体的に要求の組

み立てや交渉を行うことが必要である。そのために、これまでの要求の目安に加え、連合リビングウェイジにおける単身世帯および2人世帯(父子家庭)の水準をクリアする賃金水準を「最低到達水準」として設定し、これを参考に「底上げ・底支え」に寄与する配分を求める。なお、各単組はそれぞれの企業実態を踏まえつつ到達水準目標を設定する。

2. 要求目安と最低到達水準目標値の設定

(1) 賃金引き上げ要求目安

1) 賃金カーブ維持
①賃金カーブの算定が可能な単組の賃金カーブ維持分は、単組賃金分析結果より算出。
②賃金カーブの算定が困難な単組の賃金カーブ維持分は、4,500円とする。

2) 賃金引き上げ

「格差是正」「底上げ・底支え」をさらに前進させていくため、連合加盟単組全体平均賃金水準の2%相当額との差額を上乗せした金額(6,000円)を目安に賃金引き上げを要求する。

要求金額 10,500円	賃金引上分 6,000円
	賃金カーブ維持分 4,500円

(2) 最低到達水準目標値(連合リビングウェイジ)

2013年度都道府県別リビングウェイジにおける山口県の単身

世帯・二人世帯の最低生活費をクリアする賃金水準を参考に設定した。

- 1) 単身世帯
 - 自動車あり 186,000円
 - 自動車なし 141,000円
- 2) 二人世帯
 - 自動車あり 236,330円
 - 自動車なし 192,500円

3. 具体的な取り組み

- ①経営状況の把握・点検活動
- ②2016中小企業労組討論集会の開催
- ③2016春季生活闘争勝利決起集会の開催
- ④春の要請行動
- ⑤賃金交渉結果の報告と集計
- ⑥賃金交渉情報の公表

III. 全体的な取り組み

1. 公正な取引関係の実現に向けた取り組み

- ①大手企業の組合を中心にグループ企業組合への支援を強化することや、サプライチェーン全体の成長実現や公正取引実現に向けた取り組みを強化する。
- ②連合本部に昨年設置された「消費税価格転嫁拒否通報ホットライン」(TEL 03-5295-0514)を周知する。
- ③経済団体や各自治体に対して企業間取引の改善を求めていく。

2. 春闘学習会の開催

全単組を対象に2月から3月中旬までに各地協単位に開催する。

3. 非正規労働者の処遇改善

(1) 総合的な労働条件向上への取り組み【2016重点項目】

〈雇用安定に関する項目〉

- ①正社員への転換ルールの導入促進・明確化
 - ②無期労働契約への転換促進
- ##### 〈均等処遇に関する事項〉
- ①昇給ルールの導入・明確化
 - ②一時金の支給
 - ③福利厚生全般および安全管理に関する取り組み
 - ④社会保険の加入状況の点検と促進
 - ⑤有給休暇の取得促進
 - ⑥育児・介護休暇制度を雇用形態にかかわらず利用できるよう整備

⑦再雇用者（定年退職者）の処遇に関する取り組み

(2) 賃金(時給)の引き上げの取り組み

次のいずれかの取り組みを展開する。

- ①「誰もが時給1,000円」の実現に向けた時給の引き上げ
- ②時間給1,000円超の場合は「底上げ・底支え」「格差是正」の点から37円を目安に要求する。
- ③単組が取り組む地域ごとの水準については、870円(山口県のリビングウェイジ)を上回る水準をめざす。
- ④正社員との均等処遇をめざす観点から、昇給ルールの導入・明確化の取り組みを強化する。

昇給ルールが確立されている場合は、その昇給分を確保する。

(3) 法定最低賃金違反の点検
各地協は、最低賃金点検活動として重点期間(3月1日~31日)を設定し、各種求人募集のチラシ等により、各地域における最低賃金を下回る実態がないか調査するとともに、不適切な実態があった場合は速やかに連合山口へ報告する。

連合山口は、この報告に基づき労働局に対して是正を求めていく。

その他 企業内最低賃金協定の締結促進および水準の引き上げや春季生活闘争を通じた組織拡大の取り組みを行う。

Q. なぜ2%の賃上げが必要なのか?

- ・ケースAは「実質賃金の伸びが生産性の伸びを反映したものとなるような高い賃金上昇を確保した場合の経済の姿」
- ・ケースBは「実質賃金が一定となる程度の賃金上昇を確保した場合の経済の姿」を示したものです。
- ・ケースAでは、生産性の伸びも反映され、実質賃金の増加によって所得環境が改善した場合、これまで停滞していた消費が成長を押し上げる推進力となることが示されています。

	ケースA	ケースB
現金給与総額(企業規模5人以上)	2.0%	0.90%
	↓	↓
名目GDP	2.7%	1.8%
実質GDP	1.5%	0.9%
名目雇用者所得	3.0%	1.7%
民間最終消費	1.7%	0.9%
民間住宅消費	3.4%	2.1%
民間設備投資	3.7%	2.3%
鉱工業生産	2.3%	1.2%
消費者物価(総合、固定基準)	1.3%	0.9%

出所：(公財)連合総研「連合総研見通し(2015年9月)」

クラシノソコアゲ応援団! 2016RENGO キャンペーン開始の年末街宣実施

連合山口は12月22日(火)、山口市においてクラシノソコアゲ応援団! 2016RENGOキャンペーン開始にあたっての年末街宣を実施した。当日は、各地域協議会の役員も含め総勢17名の参加のもと街宣による呼びかけやチラシの配付を行いキャンペーン開始をアピールした。



ゆるさない! ワークルール無視!!

パート・アルバイト・契約・派遣などで働く人のための 連合労働相談ホットライン

2016年 2月4日(木)~6日(土) 10:00~17:00

連合山口



いこうよ れんごうに
0120-154-052

まずご相談を

秘密厳守・相談無料



※最寄りの連合につながります。

ひとりで悩まずに「行こうよ、連合に!」

〒753-0078 非正規労働センター 山口市緑町3-29 労協協会館
上記の実施時間以外も受け付けています。携帯電話・スマートフォンからでもOK!

〔面接対応〕

- 県央地域協議会 / 周南市役所仮庁舎別館内 ☎ 0834-21-0768
- 東部地域協議会 / 岩国市こども館内 ☎ 0827-22-0160
- 中部地域協議会 / 山陽小野田市労働会館内 ☎ 0836-84-6789
- 西部地域協議会 / 下関市勤労福祉会館内 ☎ 083-222-0869

地協便り

中部地域協議会から

美祢市長選 (4月10日告示、17日投開票) & 第5回 定期総会

現市長 村田弘司氏を推薦
 美祢市長選にあたり、連合山口は第2回執行委員会(1/8)で、現職の『村田弘司』氏(62歳)の推薦を決定した。これを受け、1月22日、美祢市役所にて、中繁連合山口会長、鈴川中部地協議長、豊村美祢地区会議代表が、村田氏と「連合山口の政策を尊重した街づくりの推進」を内容とする政策協定調印式を行なった。村田氏は、2期8年の経験を活かし、さらなる雇用対策や子育て支援の充実など、すべての市民が『安心』『安定』『安全』に暮らせる街づくりを目指す。さらに盤石な美祢市を皆さんと一緒に実現するとしている。中部地協は、美祢地区会議を中心に支

援活動に取り組むが、他地域におかれても、幅広いご支援をお願いできれば幸いです。



中繁会長(中央左) 村田氏(中央右)

▲調印式の様子

第5回 定期総会
 連合山口・中部地域協議会は昨年11月28日、宇部市で第5回定期総会を開き、活動計画や予算について確認した。冒頭挨拶で鈴川議長は「労働者派遣法は可決されたが、雇用

労働者の実態を踏まえば貧困・格差は更に拡大するものと危惧している」とし、安全保障関連法案では「立憲主義、民主主義を根底から揺るがす政権与党の手法は暴挙だ」として安倍政権の反転攻勢を強調。また、夏の参院選に触れ、「政治は私たちの働き方や暮らしと直結している。政治の振り子を揺らすのは有権者の投票行動だ」とし、推薦候補の勝利に向け取組もうと述べた。鈴川議長は、前古賀連合会長の退任挨拶を引用し、「『わが組織』『わが会社』『わが企業』『わが産業』という囲いをどこまで超えられるか」が課題と述べ、活動への参加・協力を呼びかけた。
 ー 中部地協：鶴岡純枝事務局長ー

労働相談事案コーナー

【相談内容】

相談者：女性(37歳)正社員

現在、育児休業中であり、今年(2016年)2月に職場復帰することとなっている。昨年(2015年)11月に、職場復帰にあたり、事前に会社と話し合いがあり、短時間勤務を希望するのであれば、現在の事務職から工場勤務に替わってもらうことになると言われた。事務職として採用され、5年間事務の仕事をしており、工場勤務に替わることは難しいのではないかと不安である。1月に、再度話し合いがもたれるが、このような会社の申し出を断ることはできるのか。

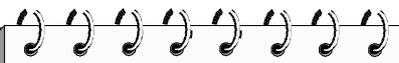


回答

事業主は、育児・介護休業法により、3才未満の子を養育する労働者については、短時間勤務制度を設けることが義務となっており、短時間勤務を請求することは労働者の当然の権利であることを説明した。

その上で、職場復帰にあたっては、現職または現職相当職が原則であり、このような不利益な配置の変更は、育児・介護休業法で禁止されている不利益取り扱いに該当し、会社の申し出を拒否することができることを説明した。

なお、拒否したにも関わらず、会社が配置替えを強行するようであれば、早急に連絡するよう伝えて相談を終了した。



連合山口カレンダー【2月】

- 4~6日 全国一斉集中労働相談ダイヤル
- 11日 連合山口会長と若手リーダーとの対話集会(西部地協)
- 22日 第2回三役会議
県回答交渉
- 27日 連合山口会長と若手リーダーとの対話集会(中部地協及び県央地協)

編集後記

恵方巻を食べる方角を気にする時期になってきた。2月3日は節分▲毎年鬼役であった私は、今年は年男のため、念願の豆を投げる役にまわれそう。ということは、鬼役は妻?▲いずれにしても、家族皆で邪気を追い払い、元気な体で春闘に臨み大きな福を呼び込みたい。

(高橋宏治)

地協連絡先

● 県央地域協議会

〒745-0071 周南市岐山通り2-10 周南市役所仮庁舎別館内
 TEL: 0834 (21) 0768 FAX: 0834 (21) 0290

● 東部地域協議会

〒740-0013 岩国市桂町2-6-1 こども館内
 TEL: 0827 (22) 0160 FAX: 0827 (22) 0161

● 中部地域協議会

〒756-0833 山陽小野田市北竜王町9-45 山陽小野田市労働会館内
 TEL: 0836 (84) 6789 FAX: 0836 (84) 6908

● 西部地域協議会

〒750-0001 下関市幸町8-16 下関市勤労福祉会館内
 TEL: 083 (222) 0869 FAX: 083 (223) 9428